



虹のかけはし



〒528-0014

滋賀県甲賀市水口町鹿深3番39号

TEL：0748-62-0234（代） FAX：0748-63-0588 <http://www.kohka-hp.or.jp/>



IVR・画像外来の開設について

放射線科部長 山崎 道夫

IVR（インターベンショナルラジオロジー）とは画像診断技術を応用し、患者さんに優しい方法で、時には手術にも匹敵する大きな効果を目的とする治療法の総称です。主に放射線科専門医によって構成される日本IVR学会では専門医制度が確立しており、日本全体では現在700名余が認定されています。当院の坂本顧問は本学会の設立および認定制度にも中心的活躍をされ現在も当院放射線科は京滋地区において中心的役割を果たしていると自負しております。

現時点当院では3名の専門医が常勤しており、様々な手技に対応しています。当院で比較的件数の多いIVRとしては、肝癌動脈塞栓術、肝癌あるいは転移性肝癌に対する経皮的ラジオ波治療、閉塞性動脈硬化症に対する経皮的血管拡張術もしくは金属ステント留置術、透析シャント不全に対する経皮的血管拡張術、深部静脈血栓症に対する下大静脈フィルター留置、閉塞性黄疸に対する経皮的ドレナージ術あるいは金属ステント留置、難治性鼻出血に対する動脈塞栓術、経皮的肝動脈リザーバ埋め込み術、経皮的中心静脈リザーバ埋め込み術、内臓動脈瘤に対する経皮的治療等がありますが、常に新しい手技の応用の可能性を考えています。

今回この地域の患者さんに、専門医から直接説明させて頂くために本外来の設置をすることになりました。原則としては火、水曜日の午後に地域医療連携室を通じての予約外来となりますが、まずは新しい治療に対する情報を知って頂きたいと思っていますので、地域医療を担う先生方からのご紹介をお願いしたいと思っています。

なお従来からご要望の高かった、当院へ画像診断にご紹介頂いた方への検査結果の説明もおこないます。こちら完全予約制ですので、地域連携室を通じての予約が必要ですが、是非ともご利用下さい。





認知症検査について

内科部長 小河秀郎

当院では、2名の神経内科医が月曜日から木曜日まで神経疾患一般の外来診療を1日1診ずつ担当し、その中で特に物忘れを主訴に受診された方の認知症診断を行っております。診断の流れとしては、まず一般的な神経学的診察により認知症以外の神経疾患が無いか鑑別し、その後簡単な認知機能テストを行います。認知症あるいは軽度の認知機能障害が疑われれば、ビタミン欠乏や甲状腺機能障害など認知症様症状を呈する疾患を除外するために血液検査を行い、後日に器質的脳疾患の除外目的の頭部MRI検査、アルツハイマー病診断に感度の高い脳血流検査、さらに簡単な認知機能テストでは捕まらない認知機能障害を見つけるための臨床心理士による神経心理検査を行い、1週間程度で結果のご説明をするという流れになっています。ここ数年の間に認知症の薬が多く市場に出回るようになり、どの薬剤も大変有効であると実感しています。また、認知症を早い段階で診断し適切な治療を行うことで進行を遅らせることができることが明らかになっています。今後も出来る限り早期診断・早期治療に努めていきたいと考えております。



臨床心理・神経心理検査について

臨床心理士 加藤由季

外来にて、物忘れを主訴として受診された患者さんに、医師の指示を受け、臨床心理・神経心理検査を実施しています。臨床心理・神経心理検査は、患者さんの知的機能、認知機能、記憶、実行機能などについて調べるものです。面接内容も踏まえて、患者さんの心理的特徴の理解に役立てています。検査場面では、短い時間ですが患者さんとの信頼関係を築き、患者さんの簡単な成育歴から、日常生活の様子や困っていることなどもお話いただいています。

検査結果については、患者さんの能力と心理的特徴を踏まえ、患者さんの全体像を捉えて医師に報告するように努めています。検査結果が、診断・治療並びに患者さんの困りごとの解決や周囲からの関わりに活かせるよう、今後も努めていきたいと考えています。

また、当院の療養病棟で行われている、認知症を伴う患者さん達のレクリエーションに臨床心理士として加わっています。レクリエーションの活動を通して、患者さん達に楽しみながらより力を発揮してもらえるように、関わることを心がけています。当院では、身体疾患に伴って、認知症を患っている患者さんが多くいらっしゃいます。そうした患者さん達に、能力の適切な把握と心理社会的な理解のもと、患者さんがより自分らしく力を発揮していけるよう心理的援助を提供していきたいと考えています。



高額療養費制度について

地域医療連携室 社会福祉士 福井 秀隆

◆限度額認定証◆

平成24年4月より外来でも限度額認定証が使えるようになりました。70歳以上で非課税の人であれば医療費の負担が少なくなることがあります。また、70歳未満の人でも医療費の負担が少なくなる可能性があります。特に手術や化学療法などを行う場合は各健康保険窓口申請が必要です。

<70歳未満の人>

区分	適応	自己負担限度額	多数該当
上位所得者	A	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
一般	B	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
低所得者	C	35,400円	24,600円



<70歳以上の人>

所得区分	通院（個人ごと）	通院＋入院（世帯ごと）
現役並み	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数該当 44,400円》
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

◆医療費の合算◆

上記の限度額認定証を持っていても、合算について再度申請が必要です。一か月に、入院と外来分の負担がある、二つ以上の医療機関にかかっている、同じ健康保険の家族が医療機関にかかっているときなどは合算の申請をすると医療費が返ってくる可能性があります。

◆調査より◆

平成24年7月から9月にかけて行った調査によると、がん治療をうけられている人の48.1%の人が医療費の限度額のことを知らないということがわかりました。また、限度額認定証の改正や入院と外来の合算制度を約3割の人が知っているだけで、家族の合算や多数該当などについて知っている人は1割未満ということがわかりました。

かなり複雑な制度であるために、紙面を使っての説明にも限界があると思っています。医療費が高い！という声を聞かれたときは、高額療養費の申請をお願いいたします。もっと詳しくということをご希望されれば、各健康保険窓口・病院受付や地域医療連携室までお声掛けをお願いいたします。



第36回 健康講座が、10月20日（土）開催されました

in サンライフ甲西



今回の講座では「コツコツ頑張って骨を元気に！」をテーマとし、当院の嶋 靖子医師より講演をさせていただきました。

当日は、75名のご参加をいただきました。

次回の参加もお待ちしています！！

次回の講座案内

① 緩和ケア学習会

日時：平成24年11月26日（月）
 時間：17時30分～
 場所：公立甲賀病院 健診棟 3階会議室
 内容：「在宅がん緩和医療学習会」
 （ケースカンファレンス）
 対象者：医療従事者

②健康講座

日時：平成25年1月19日（土）
 時間：14時～15時30分
 場所：甲賀市 社会福祉センター
 内容：「食事と健康について」
 講師：南部 卓三 医師

編集後記

朝夕の冷え込みに、そろそろストーブを出そうかと考えるこの頃です。
 寒くなってくると温かい鍋物が恋しくなってきますね。
 鍋物は野菜をたくさん摂取できるのでヘルシーですが、家族や友人と鍋を囲みながら
 楽しく食事をしていると、ついつい食べ過ぎてしまうので注意は必要です…。(笑)
 何かと忙しい師走まで、あと少しとなりました。
 飲みすぎ食べ過ぎに気をつけて、皆様健やかに過ごしてください。(O)